

ID: 124

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町にぎわいプラザ条例 第8条		
例規番号	平成30年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び大河原町にぎわいプラザ管理規則第10条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 町長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減免し、又は免除することができる。ただし、町の事業として使用する場合を除き、別表(2)の使用料については減免を行わない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第8条の規定により使用料を減免することができる場合及びその減免割合は別表のとおりとする。</p> <p>2 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書により町長に申請しなければならない。この場合において、別表(2)イの減免を受けようとする者は、事業計画書を添付しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日